

## 10月1日以降は消費税率10%で！

ご存知の通り、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%にアップします。

原則として、9月30日までの契約であっても、10月1日以降の\*支払いは、増加した税率分を上乗せすることが求められます。内税であっても外税であっても同様の扱いですが、内税・外税で支払う場合のそれぞれの計算式の例は以下の通りです。

(\*9月30日までに債務が確定している場合は、税率8%を適用)

◇2019年9月30日までと ◆2019年10月1日以降(赤字で記載)を併記しています。

### 例1：雑誌連載料

【内税方式の契約】(※消費税込であることを明記)

◇20,000円(税込) → ◆ $20,000 \div 1.08 \times 1.10 = \underline{20,370}$ 円

【外税方式の契約】

◇ $20,000 \times 1.08 = 21,600$ 円 → ◆ $20,000 \times 1.10 = \underline{22,000}$ 円

### 例2：書籍の著作権使用料

【内税】(※消費税込であることを明記)

定価(2,160円)×印税率(10%)×発行部数(500部)で、消費税込の内税方式の契約

◇ $2,160 \times 0.1 \times 500 = 108,000$ 円

→ ◆ $2,160 \times 0.1 \times 500 \div 1.08 \times 1.10 = \underline{110,000}$ 円


【外税】

本体価格(2,000円)×印税率(10%)×発行部数(500部)で、消費税別の外税形式の契約

◇ $2,000 \times 0.1 \times 500 \times 1.08 = 108,000$ 円 → ◆ $2,000 \times 0.1 \times 500 \times 1.10 = \underline{110,000}$ 円

税率アップ分を上乗せして支払わないと、「買ったたき」等の違反行為にあたる可能性がありますのでご注意ください。前回の引上げ時以降、現在に至るまで複数の出版社に指導や勧告がありました。各社におかれましては、社内にて今一度ご確認、徹底のほど、何卒よろしく願いいたします。

【ご参考】消費者庁ウェブサイト・公正取引委員会ウェブサイト

検索→『消費税の円滑かつ適正な転嫁のために〈10%引上げ対応版〉』 p.8 ②買ったたき

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/pdf/consumption\\_tax\\_190515\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190515_0001.pdf)

検索→『平成28年度公正取引委員会年次報告』

第10章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務 p.245 出版業への指導事例

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/nenpou/h28.html>

以上